

令和元年6月27日
運輸安全委員会

平成29年6月に立山連峰獅子岳山頂付近で発生した新中央航空株式会社
所属セスナ式172P型JA3989の航空事故に係る勧告に基づく通報
について

平成29年6月3日、立山連峰獅子岳山頂付近において発生した新中央航空株式
会社所属セスナ式172P型JA3989の航空事故について、国土交通大臣から、
当委員会が行った勧告に基づき講じた施策についての通報を受けましたのでお知
らせします。(別添)

本事故については、平成30年8月30日に航空事故調査報告書の公表とともに、
国土交通大臣に対して勧告を行っていたところです。(参考)

なお、この通報は、勧告の内容を反映したものとなっています。

別	添
---	---

国空航第368号

国空機第254号

国空用第97号

令和元年6月13日

運輸安全委員会

委員長 武田 展雄 殿

国土交通大臣 石井 啓一

新中央航空株式会社所属セスナ式172P型JA3989の
航空事故に係る勧告について（通報）

平成30年8月30日付け運委参第81号による標記勧告に基づき、下記に示す施策を講じたので、運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）第26条第2項の規定に基づき通報する。

記

国土交通省においては、本事故を含めた小型航空機の航空事故の発生を踏まえ、雲中飛行の危険性に関するリーフレットを再周知するとともに、安全啓発動画を作成・配信し気象状況の確認、飛行規程の遵守等の重要性について広く周知する等、再発防止の取り組みを実施してきたところだが、標記勧告を受け、以下の追加対応を実施した。

1. 小型航空機の操縦士等に対する理解促進・指導強化

(1) 着氷気象状態における飛行、シートベルト等の着用、ELTの適正な取付・運用方法等についての勧告について

(a) 平成30年8月30日付けで小型航空機の運航者や関係団体に対して注意喚起文書を発出した。（別添1及び別添2）

(b) 平成30年10月3日に開催された第5回小型航空機等に係る安全推進委員会における有識者や関係団体等の意見も踏まえ、以下の措置を実施した。

① 平成30年10月24日付けで、勧告内容を踏まえたリーフレットを関係団体及び貴委員会の協力を得て作成・配布するとともに、操縦技能審査員に対し、特定操縦技能審査の機会において当該リーフレットを活用して理解促進や知識確認を行うよう依頼した。（別添3）

② 平成30年10月24日付けで小型航空機の運航者や関係団体に対し文書を

発出し、当該リーフレットの内容の周知や理解促進等を依頼した。(別添4)

③ 平成31年3月29日付けで特定操縦技能審査口述ガイダンスを改正し、当該リーフレットの内容を審査項目に追加した。(別添5)

(c) 当該リーフレットなどについては、国土交通省ホームページに掲載するとともに、平成30年10月26日から11月21日にかけて全国主要空港において開催した「安全運航セミナー」においても周知徹底・注意喚起を実施した。

(2) E L Tの適正な取付・運用方法等についての勧告について

平成30年9月以降の耐空検査等の機会を通じて、E L Tの取付又は搭載及び運用方法について確認を実施している。

2. 航空機の捜索救難に関する関係機関への要請

(1) 平成30年8月30日付けで航空機の捜索救難に係る関係機関（警察庁・消防庁・海上保安庁・防衛省）に対し、勧告内容を踏まえた対応を要請する文書を発出した。(別添6)

(2) 平成30年9月18日に当該関係機関との担当者会議を開催し、改めて勧告内容を踏まえた対応を要請した。

以上

(別紙) あて

国土交通省航空局安全部運航安全課長

小型航空機の運航の安全確保について

本日、運輸安全委員会は、平成29年6月3日に新中央航空株式会社所属セスナ式172P型機が富山空港を出発し松本空港に向けて飛行中、立山連峰獅子岳の山頂付近に衝突し、搭乗者4名全員が死亡した事故に係る航空事故調査報告書を公表しました。

同報告書によれば、本事故は、事故機が山岳地帯を有視界飛行方式で飛行中、雲中飛行となったものと考えられ、地表を視認して自機の位置及び周囲の状況を把握することが困難となって山頂付近に近づいて衝突したものと考えられるとしています。また、事故機は、着氷気象状態での飛行は禁止されていたが、立山連峰越えを始めたころから雲中飛行となり、主翼及び尾翼等に着氷が発生し、同機の飛行性能に影響したものと考えられるとしています。さらには、事故時、機長及び操縦士は、腰シートベルトを着用していたがショルダーハーネスを着用しておらず、また後席の同乗者2名は3点式シートベルトを着用していなかった可能性が考えられるとしています。

本事故調査の結果を踏まえ、運輸安全委員会より国土交通大臣（航空局）に対し、航空事故防止及び航空事故発生時における被害軽減策として下記を含む勧告が行われました。

以上より、貴職におかれましては、貴会傘下会員、関係団体等に対し、同報告書が公表されたことを周知するとともに、下記の勧告内容を踏まえた安全対策を徹底するよう注意喚起願います。

記

1. 操縦士に対し、着氷気象状態での飛行が認められていない航空機にとって着氷は極めて危険であることを理解し、着氷気象状態での飛行は絶対に避けなければならないことを周知すること
2. 小型機の操縦士に対して、シートベルト及びショルダーハーネスの着用を励行するとともに同乗者にシートベルト等の着用を求めるよう指導すること

以上

(別紙)

総務省消防庁国民保護・防災部防災課長 あて

警察庁生活安全局地域課長 あて

海上保安庁警備救難部管理課長 あて

水管理・国土保全局防災課長 あて

独立行政法人 航空大学校 理事長 あて

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 あて

一般社団法人全日本航空事業連合会 会長 あて

一般財団法人日本航空協会 会長 あて

一般社団法人日本新聞協会 会長 あて

公益社団法人日本滑空協会 会長 あて

一般社団法人日本飛行連盟 理事長 あて

操縦士養成大学連絡協議会 幹事大学 崇城大学 操縦訓練本部本部長 あて

NPO 法人 AOPA-JAPAN 会長 あて

NPO 法人 全日本ヘリコプター協議会 代表理事 あて

別添2

国空航第838号

国空機第580号

国空用第353号

平成30年8月30日

(別紙) あて

国土交通省航空局安全部運航安全課長

航空機安全課長

交通管制部運用課長

航空機用救命無線機（E L T）の適正な取付・運用方法等について

本日、運輸安全委員会は、平成29年6月3日に新中央航空株式会社所属セスナ式172P型機が富山空港を出発し松本空港に向けて飛行中、立山連峰獅子岳の山頂付近に衝突し、搭乗者4名全員が死亡した事故に係る航空事故調査報告書を公表しました。

同報告書によれば、本事故は、事故機が山岳地帯を有視界飛行方式で飛行中、雲中飛行となったものと考えられ、地表を視認して自機の位置及び周囲の状況を把握することが困難となって山頂付近に近づいて衝突したものと考えられるとしています。また、同機に搭載していた航空機用救命無線機（E L T）は正常に作動する能力があったが、当該E L Tを製造者マニュアルに記載されたとおりに取付・使用していなかったため、衝撃により補助アンテナが折損し、捜索救難衛星及び捜索救難機は事故当日に緊急信号を受信することができなかったものと考えられるとしています。

本事故調査の結果を踏まえ、運輸安全委員会より国土交通大臣（航空局）に対し、航空事故防止及び航空事故発生時における被害軽減策として、小型航空機の利用者に対しE L Tの適正な取付・運用方法等に関する情報を提供するよう勧告されました。

以上より、貴職におかれましては、貴会傘下会員、関係団体等に対し、同報告書が公表されたことを周知するとともに、下記のとおりE L Tの適正な取付・運用方法等について再確認・徹底するよう注意喚起願います。

なお、E L Tの取付・運用状況等については、耐空検査等の機会を通じて確認する予定であることを申し添えます。

記

1. 航空法第62条及び航空法施行規則第150条の規定により、全ての飛行機及び回転翼航空機はELTの搭載が義務付けられているところ、搭載すべきELTの機能及び数量については同規定に従ったものであること。
2. ELTが正常に作動しない場合には、遭難機又は遭難者の位置を特定することに支障が生じ、操縦士及び搭乗者の生命を危うくするおそれがあることを十分に理解し、事故発生時等の衝撃によりELTが損傷や機体から分離したり、自動型ELTを「アーム」位置ではなく「オフ」位置にセットして不作動となったりすることがないように、製造者マニュアルに従って、適切に取付(持込型の場合には搭載)・使用・保守等を行うこと。

以上

(別紙)

総務省消防庁国民保護・防災部防災課長 あて
警察庁生活安全局地域課長 あて
海上保安庁警備救難部管理課長 あて
水管理・国土保全局防災課長 あて
独立行政法人 航空大学校 理事長 あて
公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 あて
一般社団法人全日本航空事業連合会 会長 あて
一般財団法人日本航空協会 会長 あて
一般社団法人日本新聞協会 会長 あて
公益社団法人日本滑空協会 会長 あて
一般社団法人日本飛行連盟 理事長 あて
操縦士養成大学連絡協議会 幹事大学 崇城大学 操縦訓練本部本部長 あて
NPO 法人 AOPA-JAPAN 会長 あて
NPO 法人 全日本ヘリコプター協議会 代表理事 あて
公益社団法人日本航空技術協会 会長 あて

別添3
平成30年10月24日
航空局安全部運航安全課

操縦技能審査員 各位

小型航空機の運航の安全確保について（通知）

1. 背景

本年8月30日、運輸安全委員会は、平成29年6月3日に新中央航空株式会社所属セスナ式172P型機が富山空港を出発し松本空港に向けて飛行中、立山連峰獅子岳の山頂付近に衝突し、搭乗者4名全員が死亡した事故に係る航空事故調査報告書を公表しました。同報告書によれば、本事故は、事故機が山岳地帯を有視界飛行方式で飛行中、雲中飛行となったものと考えられ、地表を視認して自機の位置及び周囲の状況を把握することが困難となって山頂付近に近づいて衝突したものと考えられるとしています。また、事故機は、着氷気象状態での飛行は禁止されていたが、立山連峰越えを始めたころから雲中飛行となり、主翼及び尾翼等に着氷が発生し、同機の飛行性能に影響したものと考えられるとしています。さらには、事故時、機長及び操縦士は、腰シートベルトを着用していたがショルダーハーネスを着用しておらず、また後席の同乗者2名は3点式シートベルトを着用していなかった可能性が考えられるとしています。また、事故原因を踏まえ、国土交通大臣（航空局）あてに航空事故防止及び航空事故発生時の被害軽減策として、航空事故防止及び航空事故発生時における被害軽減策として下記を含む勧告が行われています。

- 操縦士に対し、着氷気象状態での飛行が認められていない航空機にとって着氷は極めて危険であることを理解し、着氷気象状態での飛行は絶対に避けなければならないことを周知すること
- 小型機の操縦士に対して、シートベルト及びショルダーハーネスの着用を励行するとともに同乗者にシートベルト等の着用を求めるよう指導すること
- 小型航空機の利用者に対しELTの適正な取付・運用方法等に関する情報を提供すること

2. 通知内容

航空局では、当該報告書の公表を受け、同日付で関係団体を通じて当該勧告内容の周知徹底等に関する依頼文書を発出したところですが、本年10月3日に

開催された第五回小型航空機等に係る安全推進委員会において、小型航空機の操縦士に対する確実な周知徹底及び理解促進を図るため、勧告内容を踏まえたリーフレットを作成・配布し、特定操縦技能審査の機会をとらえ理解を確認することとなりました。

これを受け、今般、公益社団法人日本航空機操縦士協会及びNPO法人AOPA-JAPANの協力を得て、航空機への着氷、シートベルト及びショルダーハーネス着用の励行並びにELTの適切な運用と措置に関するリーフレット（別添1）を新たに作成するとともに、特定操縦技能審査の機会に当該リーフレットの内容を重点的に審査することとしましたので、各操縦技能審査員におかれましては、以下についてご対応願います。

なお、今後特定操縦技能審査関連規程の改正を予定していますが、それまでの間においても特定操縦技能審査の機会に確実に実施されるよう、リーフレットの配布及び理解促進については本文書受領次第実施するとともに、リーフレット内容の重点的な審査についても実施して頂きますよう依頼いたします。

（1）リーフレットの配布及び理解促進（本文書受領次第実施）

事前調整の段階など可能な限り特定操縦技能審査を実施する前に、受審者である操縦士に対し、リーフレットを入手するとともに内容を十分に理解しておくよう依頼（当該リーフレットは、航空局ホームページ

[\(https://safetyp.cab.mlit.go.jp/safety/15_bf_000162/\)](https://safetyp.cab.mlit.go.jp/safety/15_bf_000162/)より入手可能)するとともに、審査終了後のブリーフィングの機会などにおいてリーフレットを受審者に手交して同内容の十分な理解を図ること。

（2）特定操縦技能審査における重点的な審査（特定操縦技能審査関連規程の改正を待たず実施）

航空機への着氷、シートベルト及びショルダーハーネス着用の励行並びにELTの適切な運用と措置に関し、特定操縦技能審査において重点的に審査するとともに、審査終了後のブリーフィングの機会においてもリーフレットを受審者に手交して同内容の十分な理解を改めて確認すること

3. その他依頼事項等

（1）第五回小型航空機等に係る安全推進委員会において国と操縦士との間の一層の連携強化を図るよう指摘されているところ、操縦士への直接的な安全啓発や情報発信を強化するため、操縦士からの一層の電子メールアドレスの収集を図る必要があることから、特定操縦技能審査の機会を通じた電子メールアドレスの収集について改めてご協力願います。

なお、手続きの詳細については、航空局ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000012.html) をご確認ください。

(2) 今後の特定操縦技能審査実施細則等の改正に加えて、平成25年12月2日付で雲中飛行におけるVFR飛行に関する注意喚起及び特定操縦技能審査における理解の確認を指示する文書を発出しているところ、当該内容についても確実に実施願います。

【連絡先】

航空局安全部運航安全課
技能審査係・小型機安全対策係
(03-5253-8737)

別添4
国空航第2141号
国空機第837号
国空用第474号
平成30年10月24日

(別紙) あて

国土交通省航空局安全部運航安全課長



航空機安全課長



交通管制部運用課長



小型航空機の運航の安全確保について

運輸安全委員会が富山県立山連峰における小型飛行機墜落事故の航空事故調査報告書を公表し勧告を行ったことを受け、本年8月30日付で貴団体等に対し、当該勧告内容の周知徹底等に関する依頼文書(国空航第837号)及び航空機用救命無線機(ELT)の適正な取付・運用方法等に関する通知文書(国空航第838号・国空機第580号・国空用第353号)を発出したところですが、本年10月3日に開催された第五回小型航空機等に係る安全推進委員会において、小型航空機の操縦士等に対する確実な周知徹底及び理解促進を図るため、勧告内容を踏まえたリーフレットを作成・配布し、特定操縦技能審査の機会をとらえ理解を確認することとなりました。

これを受け、今般、公益社団法人日本航空機操縦士協会及びNPO法人AOPA-JAPANの協力を得て、航空機への着氷、シートベルト及びショルダーハーネス着用の励行並びにELTの適切な運用と措置に関するリーフレット(別添1)を新たに作成するとともに、特定操縦技能審査の機会に当該リーフレットの内容を重点的に審査することとしましたので、貴団体等におかれましては、以下についてご対応願います。

(1) 傘下会員及び関係団体等にリーフレットの内容を確実に周知徹底するとともに、安全講習会、研修などあらゆる機会を通じて、小型航空機の操縦士及び

整備士に対し広く当該リーフレットを配布し同内容の理解促進を図ること（当該リーフレットは、航空局ホームページ

(https://safetyp.cab.mlit.go.jp/safety/15_bf_000162/) より入手可能)

(2) 本件については別途、操縦技能審査員あて別添2のとおり通知しており、また、今後、特定操縦技能関連規程の改正を予定していますが、それまでの間においても特定操縦技能審査の機会に確実に実施されるよう、傘下の操縦技能審査員に対してリーフレット及び当該内容を周知徹底すること

(別紙)

総務省消防庁国民保護・防災部防災課長 あて
警察庁生活安全局地域課長 あて
海上保安庁警備救難部管理課長 あて
水管理・国土保全局防災課長 あて
独立行政法人 航空大学校 理事長 あて
公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 あて
一般社団法人全日本航空事業連合会 会長 あて
一般財団法人日本航空協会 会長 あて
一般社団法人日本新聞協会 会長 あて
公益社団法人日本滑空協会 会長 あて
一般社団法人日本飛行連盟 理事長 あて
操縦士養成大学連絡協議会 幹事大学 崇城大学 操縦訓練本部本部長 あて
NPO 法人 AOPA-JAPAN 会長 あて
NPO 法人 全日本ヘリコプター協議会 代表理事 あて
Peach Aviation 株式会社 運航部長 あて
ジェットスター・ジャパン株式会社 運航部長 あて
バニラ・エア株式会社 運航部長 あて
春秋航空日本株式会社 運航部長 あて
公益社団法人日本航空技術協会 会長 あて

「特定操縦技能審査口述ガイダンス」の一部改正について

平成31年3月
航空局安全部運航安全課

1. 改正の背景

- ① 平成30年8月30日、運輸安全委員会により、平成29年6月3日に富山県立山連峰で発生した小型航空機墜落事故に関する航空事故調査報告書の中で、自家用小型機の運航の安全性の向上を図る必要があるとして、国土交通大臣（航空局）に対して勧告が行われ、小型機の操縦士等に対して、次の安全向上策を講じることとされた。

＜勧告内容＞

以下の周知及び指導強化を実施すること

- 着氷気象状態での飛行が認められていない航空機における着氷の危険性及び着氷気象状態での飛行を避けるべきこと
- 同乗者も含めたシートベルト及びショルダーハーネスの着用を励行
- 小型航空機の利用者に対する航空機用救命無線機（ELT）の適正な取付・運用方法等に関する情報提供

同勧告を受け、安全向上策を検討した結果、上記の確認を特定操縦技能審査時に確実に実施することが、自家用小型機の操縦士の理解促進及び同操縦士への指導強化を図る上で有効と考えられる。

- ② 国土交通省では、航空法第70条の趣旨を踏まえ、航空機乗組員が酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態について、一定の目安となる具体的な体内アルコール濃度等の基準を明確にしたところ（「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（航空法第70条関係）（国空航第2278号）」）。また、「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」における検討を踏まえた「中間とりまとめ（平成30年12月25日公表）」において、自家用運航者については特定操縦技能審査（2年毎）時の審査項目としてアルコールに関する知識を追加することとされたところ。

上記を踏まえ、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

○「特定操縦技能審査口述ガイダンス」（平成24年国空航第801号）に係る改正

- ① 「特定操縦技能審査口述ガイダンス」に上記1. ①に係る内容を追加し、当該項目について口述による審査を実施することにより、周知及び指導強化を実施することとする。
- ② 「特定操縦技能審査口述ガイダンス」にアルコールに関する知識を追加し、口述による審査を実施することにより、航空機乗組員が酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態等について周知徹底を行うこととする。

3. スケジュール

公布：平成31年4月

施行：平成31年5月

別添6
国空用第352号
平成30年8月30日

警察庁生活安全局地域課長 あて
消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室長 あて
海上保安庁警備救難部救難課長 あて
防衛省統合幕僚監部参事官 あて

国土交通省航空局交通管制部運用課長

搜索救難機による搜索救難周波数の的確な聴取について（要請）

本日、運輸安全委員会は、平成29年6月3日に新中央航空株式会社所属セスナ式172P型機が富山空港を出発し松本空港に向けて飛行中、立山連峰獅子岳の山頂付近に衝突し、搭乗者4名全員が死亡した事故に係る航空事故調査報告書を公表しました。

同報告書によれば、本事故は、事故機が山岳地帯を有視界飛行方式で飛行中、雲中飛行となったものと考えられ、地表を視認して自機の位置及び周囲の状況を把握することが困難となって山頂付近に近づいて衝突したものと考えられるとしています。

本事故調査の結果を踏まえ、運輸安全委員会より国土交通大臣（航空局）に対し、航空事故防止及び航空事故が発生した場合における被害軽減のため、搜索救難機による搜索救難周波数の聴取が的確に行われる必要があるとして、以下の内容について勧告が行われました。

- 搜索救難に係る関係省庁担当者会議等の場で、関係機関に対し、搜索救難活動中の搜索救難機による搜索救難周波数の聴取が的確に行われるよう要請すること。

上記勧告を踏まえ、搜索救難活動中の搜索救難機による搜索救難周波数の聴取が的確に行われるよう、対応方よろしくお願いいたします。

参 考

運委参第81号
平成30年8月30日

国土交通大臣
石井 啓一 殿

運輸安全委員会
委員長 中橋 和博

新中央航空株式会社所属セスナ式172P型JA3989の
航空事故に係る勧告について

本事故において、事故機は、山岳地帯を有視界飛行方式で飛行中、雲中飛行となったものと考えられ、地表を視認して自機の位置及び周囲の状況を把握することが困難となり、山頂付近に近づいて衝突したものと考えられる。

山頂付近に近づいて衝突したことについては、視界を失って衝突を回避できなかった、機体着氷により高度の維持ができなくなったかもしくは失速した、または強い乱気流に遭遇した可能性が考えられる。また、同機が雲中飛行となったことについては、出発前の山岳地帯の気象予測が不十分であったこと及び飛行中の引き返しの決断が遅れたことによるものと考えられる。

本事故調査の結果を踏まえ、運輸安全委員会は、国土交通大臣に対して、運輸安全委員会設置法第26条の規定に基づき、航空事故防止及び航空事故が発生した場合における被害の軽減のため以下の施策を講じるよう勧告する。

- (1) 操縦士に対し、着氷気象状態での飛行が認められていない航空機にとって着氷は極めて危険であり着氷気象状態での飛行は絶対に避けなければならないことを周知すること。
- (2) 小型機の操縦士に対して、シートベルト及びショルダーハーネスの着用を励行するとともに同乗者にシートベルト等の着用を求めるよう指導すること。
- (3) 小型航空機の利用者に対しELTの適正な取付・運用方法等に関する情報を提供すること。
- (4) 捜索救難に係る関係省庁担当者会議等の場で、関係機関に対し、捜索救難活動中の捜索救難機による捜索救難周波数の聴取が的確に行われるよう要請すること。